

赤井川村の宿泊税について

○宿泊税の目的

赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充当します。導入は、令和7年11月1日を予定しています。

○宿泊税の概要

宿泊税を納める方	赤井川村内のホテル、旅館、民宿、ペンション、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる民泊）に宿泊する方	
税率	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊数（1人1泊に対して） 宿泊料金が20,000円未満のもの 200円 宿泊料金が20,000円以上のもの 500円 ※上に記載の宿泊料金額は消費税別表記となっています。	
	宿泊料金に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none">・素泊まりの料金・素泊まりの料金に係るサービス料
	宿泊料金に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none">・消費税等に相当する金額（消費税、地方消費税、入湯税などの租税一般）・宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話利用などに係る料金）
	宿泊料金から食事代を明確に分離できない場合の食事代の計算方法 ※右の金額を食事代として宿泊料金から差し引く	<ul style="list-style-type: none">・1泊につき1回分の食事が提供されるとき 100分の20・1泊につき2回分の食事が提供されるとき 100分の30・1泊につき3回分以上の食事が提供されるとき 100分の40
	宿泊料金から遊興費等を明確に分離できない場合の遊興費等代の計算方法 ※右の金額を遊興費代として宿泊料金から差し引く	<ul style="list-style-type: none">・1泊につき宿泊中の遊興、施設の利用、その他これらに類する役務が提供されるとき 100分の10
免除される方	<ul style="list-style-type: none">・宿泊料金が8,000円未満の宿泊者・修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの及びその引率者	
納入方法	特別徴収 ※宿泊施設の経営者が、宿泊者から税金を預かり、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに赤井川村に申告して納めます。	